

新潟市救急ステーション設置運用要綱

平成19年11月1日 施行

平成27年9月1日 改正

平成28年9月1日 改正

令和4年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、医師の同乗した救急車（以下「ドクターカー」という。）を運行するとともに、救急隊員の知識・技術の向上のための教育研修（病院実習）を行うことにより、本市の救急医療サービスの充実強化を図る目的で設置する救急ステーションに関して、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 救急ステーションを次のとおり設置する。

(1) 名称

新潟市救急ステーション

(2) 位置

新潟市中央区鐘木463番地7（新潟市民病院敷地内）

(業務)

第3条 救急ステーションにおける業務は、次のとおりとする。

(1) 災害出動

ア ドクターカーの出動

イ 一般の救急出動

ウ 感染症患者の移送

(2) 救急隊員の教育・研修

(3) 応急手当の普及活動

(4) 消防局長が必要と認める業務

(救急車の配置)

第4条 救急ステーションに高規格救急車及び市民病院所有の救急車を配置し、前条第1号に掲げる災害出動等に使用する。

(運営委員会)

第5条 救急ステーションの業務に関して必要な事項を協議するため、救急ステーション運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の組織)

第6条 運営委員会に委員長及び委員を置き、次表に掲げる職にある者をもって構成する。

役名	組織名	職 名
委員長	新潟市消防局	消防局長
委員	新潟市消防局	次長（警防担当） 救急課長 指令課長
	新潟市民病院	事務局長 管理課長 救命救急・循環病・脳卒中センター長 救命救急・循環病・脳卒中センター副センター長
	新潟市保健衛生部	保健所長 地域医療推進課長

2 委員長は、運営委員会を統括する。

3 運営委員会の事務局は、消防局救急課に置く。

(運営委員会の会議)

第7条 運営委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 運営委員会は、年1回以上開催する。

3 運営委員長は、必要な事項を検討させるため作業部会を設けることができる。

(管理)

第8条 消防局長は、救急課長に救急ステーションの業務を管理させる。

2 救急指導係長は、救急ステーションの管理を担当する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。